

令和3年3月22日

学生団体役員 各位

統合キャリアセンターSU センター長

緊急事態宣言の解除日以降の課外活動及び新入生勧誘活動の制限について（通知）

緊急事態宣言の解除日以降の課外活動については、以下のとおり再開できることとしますので、引き続き埼玉大学学生行動指針に従い「感染しない。させない。」ことを第一に考え活動願います。

なお、今春の新入生勧誘活動については、新型コロナウイルス感染防止対策のため以下のとおりとしますので、ご理解いただき遵守くださるようお願いいたします。

また、このことについて、貴団体を構成する全学生へ連絡が行き届くよう併せて願います。

1. 緊急事態宣言の解除日以降の課外活動について

① 令和3年3月23日(火)～4月11日(日)まで、学内外の課外活動を許可する。ただし、「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」に従い活動願います。学外での課外活動の際には、「学外課外活動届」及び「新型コロナ感染予防対策に関する誓約書」の提出をお願いします。

② 令和3年4月12日(月)～5月31日(月)までの活動は、新年度の授業開始に際して、対面授業やハイフレックス授業が増加し多くの学生が登校することにより、大学構内の学生密度が高まることが予想され、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念されます。このことから、授業の安全な実施を最優先と考え、学生の密度を下げるため、以下のとおり、平日の活動を一部制限しますのでご理解と協力をお願いします。(土日、祝日、休日変更日(4/30)は通常通り制限無し。)

(ア)陸上競技場、グラウンド、体育館及びテニスコートで活動している学生団体について
平日の活動日を制限するため、活動する曜日をあらかじめ以下のとおり設定し、この曜日に割り振られているスペースでの学生団体の活動を許可します。

4月2週目：4月12日(月)～16日(金)：月・水・金

4月3週目：4月19日(月)～23日(金)：火・木・金

4月4週目：4月26日(月)～28日(水)：月・水

5月1週目：5月6日(木)～7日(金)：木・金

5月2週目：5月10日(月)～14日(金)：月・水・金

5月3週目：5月17日(月)～21日(金)：火・木・金

5月4週目：5月24日（月）～28日（金）：月・水・金

(イ) 全学講義棟、大学会館、合宿研修所及び課外活動共用施設の貸出スペースで活動している学生団体について

全学講義棟の講義室の貸出は、授業への影響を考え感染リスクを抑えるため中止とします。大学会館、合宿研修所、課外活動共用施設については、平日の活動日を以下のとおり制限したうえで募集し、許可された団体のみ活動を許可します。

4月2週目：4月12日（月）～16日（金）：火・木・金

4月3週目：4月19日（月）～23日（金）：月・水・金

4月4週目：4月26日（月）～28日（水）：火

5月1週目：5月6日（木）～7日（金）：金

5月2週目：5月10日（月）～14日（金）：火・木・金

5月3週目：5月17日（月）～21日（金）：月・水・金

5月4週目：5月24日（月）～28日（金）：火・木・金

(ウ) 占有スペースで活動している学生団体について

占有スペースをある学生団体については、平日の活動日を週3日ないし週2日として各団体に自ら制限し活動してください。

③ 令和3年5月31日までの間に、新型コロナウイルス感染状況に変化があった場合に政府や都道府県の動向を踏まえ、本学での対応も変更することもありますのでご了承ください。また、令和3年6月1日以降の課外活動については、再度連絡します。

2. 新入生勧誘活動の制限について

① 立て看板

立て看板の設置期間は3月26日以降5月末までとします。

設置場所については、原則メインストリートの両サイド（図1参照）とし、風雨に耐えられるようしっかり設置してください。

設置しましたら、その様子を写真に撮って、右のQRコードの申請サイトへ進み、立て看板の写真をアップロードし申請してください。



申請サイト

② メインストリートの掲示板へのポスター掲示について

ポスターの掲示期間は3月26日以降5月末までとし、ポスターサイズはA4縦、枚数は1枚とします。学生掲示板に掲示後、①の申請サイトへ掲示した内容を送信してください。

③ チラシ配り及び学内での対面による勧誘活動について

接触感染及び飛沫感染予防のため禁止とします。

④ 学生団体説明会について

各団体において Web や SNS 等で開催するようお願いします。説明会の開催日時とアクセス方法等を①申請サイトに連絡いただければ、サークル紹介のページに掲載いたします。(<http://www.saitama-u.ac.jp/support/kagai/>)

⑤ 4月以降の昼休みの実演・実技披露について

3密を避けるため禁止とします。

⑥ 新入生歓迎会について

対面での実施は禁止とします。Web でのミーティングを推奨します。

⑦ 体験入部等による新入生の活動について

「学内課外活動施設における課外活動の再開に向けたガイドライン」により定めた別紙2「新型コロナウイルス感染症予防対策計画」に遵守し実施してください。また、活動後には、別紙3「学内課外活動報告書」及び別紙4「課外活動施設使用時の感染防止策チェックリスト」を提出願います。

なお、上記ガイドラインの別紙1「新型コロナ感染症予防対策に関する誓約書」及び別紙2「新型コロナウイルス感染予防対策計画」の提出がなく「活動許可団体」となっていない団体は、至急手続をするようお願いします。

以上

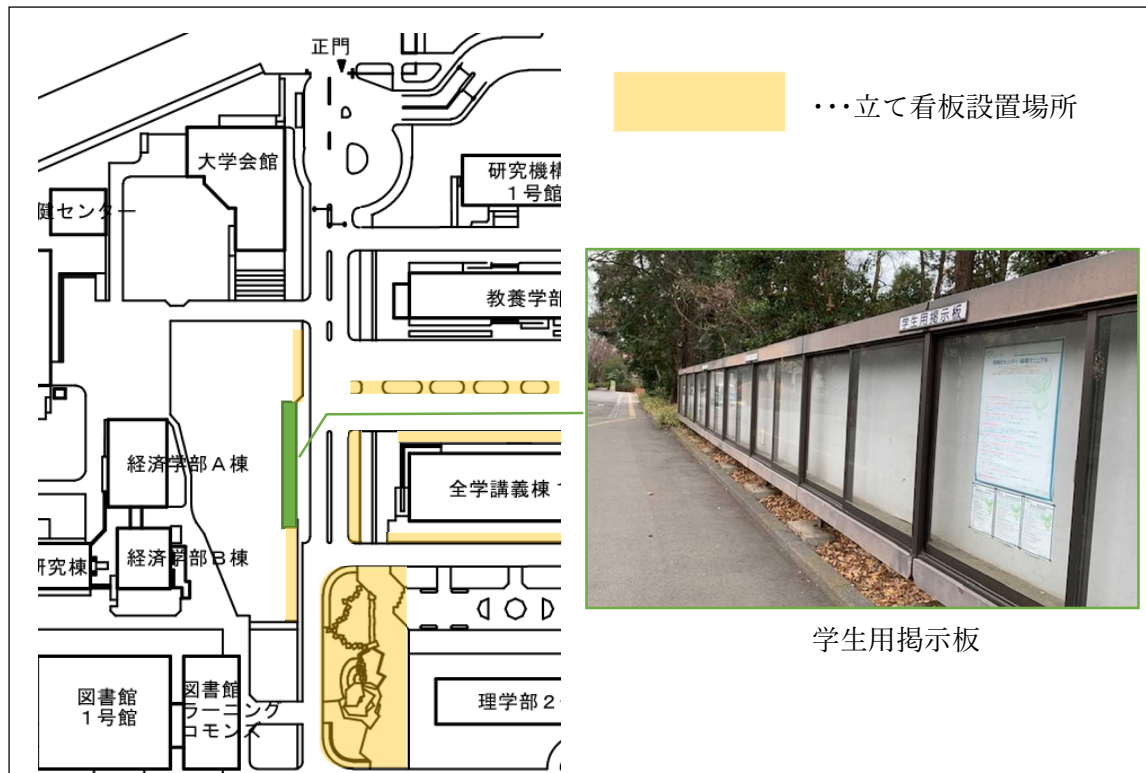


図1: 立て看板設置場所及び学生掲示板の場所